

○沖縄県立看護大学学生部長選考規程

(平成11年12月20日)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学生部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学生部長が欠員となったとき。

2 学生部長の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の30日以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

(資格)

第3条 学生部長の選考は、本学の専任教授のうちから行う。

(選考)

第4条 学生部長の選考は、教授会から推薦された学生部長候補者について、学長が行う。

(任期)

第5条 学生部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、3選は禁止とする。

(この規程の解釈及び改正)

第6条 この規程の解釈及び改正は、教授会がこれを決定する。

2 前項の決定には、教授会構成員の3分の2以上が出席した教授会で、出席者の過半数の同意があることを要する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生部長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年12月20日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用の際、現に学生部長の職にある者は、この規程に基づいて選考されたものとみなす。